

伊豆高原メガソーラーの現状

今回のメガソーラー通信は、住民の皆さんの質問にお答えする形で、伊豆高原メガソーラーの現状を明らかにします。

Q
1

伊豆高原メガソーラーの
工事は
今やっているんですか

A 2019年3月から工事は中断しています。

メガソーラー建設工事はやっていません。

現在、事業地内でやっている工事は、昨年9月の台風で岡沢の上流で土砂崩れが起こり、約200㎡の土砂が岡沢に流れ込んだため伊東市が修復・防災工事を指示し、今もその工事をやっています。今年に入って現場事務所を建てたり、出入りする車両が目立ちますが、本体工事はやっていません。



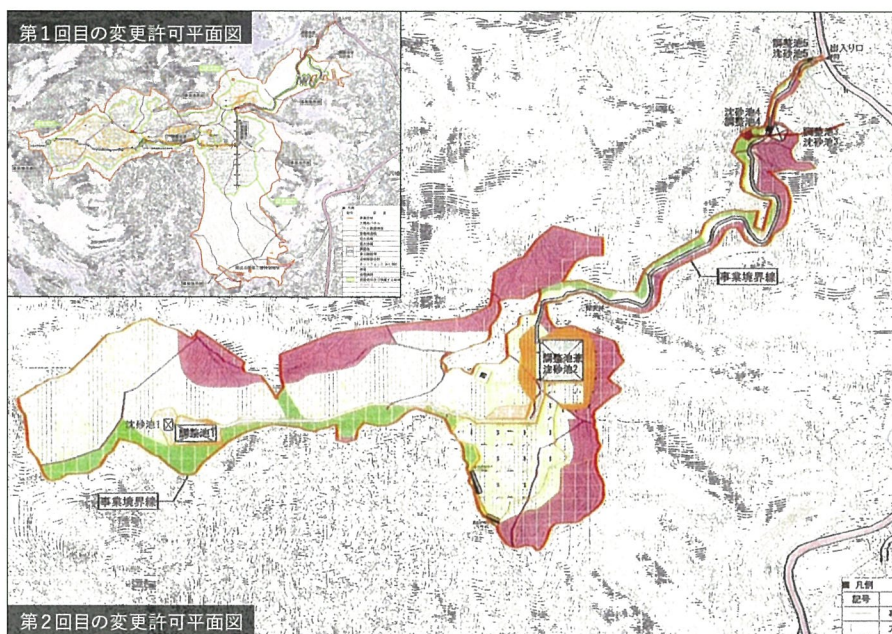
今年に入って建設された現場事務所

Q
2

事業者は2回目となる
大幅な計画変更を申請し、
伊東市は昨年7月に
宅造法による変更許可を
出したと聞きますが、
主な変更内容は?

A 以下の表に示すように造成地の規模や調整池の数、排水方式、パネル枚数など大きな変更がありました。

	2019年7月の変更許可	2022年7月の変更許可
設置するパネル枚数	119,763枚	39,240枚
パネル設置面積	33.9250 ha	20.9210 ha
事業区域	104.9391 ha	44.2416 ha
切土量/盛土量(万㎡)	126.1/126.0	47.7 /47.8
調整池の数	4	3プラス浸透式調整池2
調整池の容量	90,900 ㎡	65,041 ㎡
雨水の排水方式	雨水の全量を八幡野川へ放流	八幡野川への放流と浸透排水、事業地内への放流



第2回目の変更許可の平面図。紫色の部分は残置森林で、第1回目の変更計画の時よりも黄色い部分の造成地が小さくなっている。(事業地自体の広さは104haほどで変わっていないが境界が表示されていない) (左上の図面は第1回目の変更許可、事業地全体が表示されている)

Q
3

メガソーラー建設に
関する裁判が
3つあると聞きました

A 一つは私たち住民が伊東市に2022年の2回目の変更許可の取消を求める

裁判です。一方、事業者が伊東市に対して、条例に従う義務がないことの確認を求める裁判と、河川占用不許可処分取消と損害賠償を求める裁判を起しています。条例に従う義務があるかどうかという裁判は6月29日に静岡地裁で判決が出されて確定しています。

支援金の
お願い

SAVE
FOREST
SAVE
OCEAN

- ゆうちょ銀行からは：記号12380 番号62117081
- ゆうちょ銀行以外の金融機関からは：
[店名] 二三八(ニサンハチ) [店番] 238
普通預金[口座番号] 6211708
- [口座名] イズコウゲンメガソーラーソシヨウラシエンズルカイ

行政裁判のための
費用が必要で
地域の環境を守るために
みなさまのご支援を
よろしく
お願いいたします



<http://izukougen-ms.com/>

Q 3-1

6月29日に出された
判決の内容は？

A 業者の請求は「条例に従う義務を負わない」ことの確認ですが、その前に「条例に従って市長の同意を受ける義務がないこと及び条例による勧告によって太陽光発電事業を中止する義務を負わないこと」を確認する利益が事業者にあるのかどうかを裁判所として判断しています。結論は、事業者には確認を求める利益がないということで請求は棄却され、判決は確定しましたが、実質的には事業者は条例に縛られないということが裁判ではっきりしました。条例に従わないことは法違反行為ですが、違反しても罰則がないため条例に強制力がない、だから条例に従う義務があるとは言えないという理屈です。これではメガソーラー建設を規制できず、条例を作った意味がありません。伊東市は条例策定時に、「罰則を設けて強制力を持たせるべきだ」との市民の要請を無視しましたが、伊東市の豊かな自然と緑を守るためには、今後は条例の改正を視野に入れていかねばならないでしょう。

この裁判では、条例に従わなかったことが河川占用不許可処分の理由だと主張する事業者に対して、それは一つの理由に過ぎず、従う義務がないことを確認しても河川占用不許可処分を覆すことにはならないということがはっきり示されました。別な角度から見れば、河川占用不許可処分は妥当だということを確認したようなものと言えます。

Q 3-2

宅造法による
許可の取消裁判は？

A 昨年7月に出された第2回目の変更許可の取消を求めて、現在、静岡地裁で審理中です。伊東市は、相変わらず私たちに原告適格がないとして門前払いするよう主張していますが、今回の許可はわかっている点だけ見ても大規模な土砂

災害を引き起こすことが強く懸念され、また東京高裁の判決でも土砂災害の被害を受ける可能性があれば原告適格が認められることが示されているので、本論に入って審理していくことを追求していきます。ただ、第2回目の変更許可には不明な点が多く、伊東市の審査がどのように行われているか極めて疑問です。そのため、まずは計画の内容について明らかにしていくことから始めていきます。

Q 3-3

再度の河川占用
不許可処分の取消を
求めた裁判は？

A 現在、静岡地裁で審理中です。2019年2月に出された最初の不許可処分は、静岡地裁で事業者の取消請求が認められました。これを不服とした伊東市が東京高裁に控訴し、2021年4月に行政手続き上の不備があるとして伊東市の控訴が棄却されて判決は確定したものの、伊東市の不許可処分の理由が裁判で認められました。実質的に伊東市が裁判に勝ったと言えます。高裁判決を踏まえ、伊東市は7月に改めて不許可処分を出しています。事業者はこれを不服として取消及び賠償請求訴訟を静岡地裁に起こしました。

条例に関する訴訟の中で、不許可処分の理由については伊東市の主張が採用されていると判断できますが、私たちとしては、ごく一部の人を除いてほとんどの住民が反対している事業であり、社会性や公共性がない事業であることを強く訴えていきたいと考えています。

Q 4

メガソーラー建設を
止めるための方法は？

A メガソーラーを八幡野の森に作らせない方法として、次の4つの方法があります。

1 河川占用不許可処分を守る

メガソーラー建設のための必要条件である「雨水排水の八幡野川への放流、

及び八幡野川に橋をかけて工事用の大型重機を搬入できるようにする」ための河川占用申請を許可しないこと。河川占用が不許可のために工事は中断しています。河川占用不許可処分には次の二つの要素があります。

●河川占用不許可処分は令和3年7月に出されており、これを取り消すように事業者が求めた裁判に伊東市が勝つことで

●同時に宅造法の変更許可に基づく河川協議(現在は行われていない)が行われたとしても、その協議においても河川占用を許可しないことです。

2 法違反事業である 伊豆メガソーラー合同会社の IDの取り消しを求める

メガソーラー建設が、伊東市の太陽光発電所建設規制条例に違反する「法違反事業」であることから、経産省に法違反事業であることを届け出て、伊東市がIDの取消を要請することによって、経産省がIDを取り消し、実質的に事業として成り立たなくすることです。

3 宅造法による変更許可を取り消す

これは私たち住民が取り消し訴訟を起こしていますが、この裁判に勝つことで、許可が取り消されれば開発事業は実施できなくなります。メガソーラー建設はできません。

4 森林法による変更許可を出さない

宅造法における変更許可は2022年7月に伊東市が許可していますが、同年8月に事業者は静岡県に対して既に許可されていた森林法における開発許可の変更許可を申請しています。変更申請内容には多くの問題があるため、審査に時間がかかるものと考えられます。県に対しては慎重に審査するよう要請しています。森林法での変更許可が認められなければ、実質的にメガソーラー建設ができなくなります。